

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

平成 29 年度第 3 号
通 算 第 556 号
平成 29 年 10 月 18 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

—平成 30 年度向け合理化について—

9 月 22 日 15 時 30 分から 17 時まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 30 年度向け合理化について交渉を行った。

◎今回の交渉の主な目的

従前より、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 30 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

◎組合への提案

平成 30 年度向け合理化について（メモ）

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 平成 30 年度向け合理化について

協議の要旨

当局から、平成 30 年度向け合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。提案項目は、次のとおり。

- 1 BCG 集団予防接種業務の見直しについて（健康福祉局）
- 2 クリーンセンターに係る計量業務の見直しについて（経済環境局）
- 3 公園維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 4 下水道管きょ維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 5 抽水場維持管理業務の見直しについて（都市整備局）
- 6 小学校給食調理業務の見直しについて（教育委員会）

組合の主張	当局の回答
各見直し項目に係る効果額はどの程度か。	BCG 集団予防接種業務の見直しについては効果額は発生しないが、クリーンセンターに係る計量業務の見直しについては約 400 万円、公園維持管理業務の見直しについては約 130 万円、下水道管きよ維持管理業務の見直しについては約 1,200 万円、抽水場維持管理業務の見直しについては約 1,100 万円、小学校給食調理業務の見直しについては約 1,100 万円を見込んでいる。
効果額の算出方法については、前回から変更はないか。	変更はない。
いつまでに諾否を判断すればよいのか。	BCG 集団予防接種業務の見直しは平成 30 年 1 月実施のため、9 月中に一定の判断をいただきたい。その他の見直しについては、平成 30 年 4 月実施であるが、特に下水道管きよ維持管理業務などは、転職試験についての検討もあるので、できるかぎり早急に願いたい。
BCG 集団予防接種業務の見直しの提案が半年前より遅れたことについて、支部も含めた事前の折衝において前倒しで実施していく旨の説明を受けたので、今回については協議を行い判断していくこととするが、これからも合理化項目についての実施時期の半年前提案については遵守していただきたい。	当該事業については職員にとってもメリットとなることから提案したが、翌年度向けの合理化に関する提案時期について、これからも半年前までの提案を尊重する姿勢に変わりはない。
提案メモの 1 (3)にある「市民の利便性の向上」とは。	現在の集団接種による BCG 予防接種では、行政が実施するスケジュールに合わせていただく必要があったが、個別接種化することによって、子どもの体調や保護者のスケジュールに合わせて接種が可能となり、同時接種ができることから予防接種に出向く回数を減らすことができるようになるという。聞いています。

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p>超過勤務について</p> <p>過去2年間連続で月150時間を超える超過勤務者が出ていることを踏まえて、超過勤務を縮減するための労使委員会を設置する考えはないのか。</p>	<p>超過勤務を縮減するためには、そのような委員会さえ設置すれば良いというものではない。各所属ごとの働き方について具体的にどのような見直しを行うかを検討することが重要であり、そういった協議をするというのであれば、設置すること自体を否定するものではないが、果たしてそのような議論ができるのか疑問でもある。今後窓口で検討調整していきたい。</p>
<p>36協定対象職場ではないとしても、36協定の限度基準である年間360時間を超えて超過勤務を行うのは納得できない。36協定対象職場に限らず、年間360時間を超えないようにすると約束してほしい。</p>	<p>超過勤務命令を行うのは各所属における所属長等の判断であるため、そのような約束をすることはできないが、所属長等に対して適切な労務管理を行うよう、引き続き注意喚起や呼びかけを行っていく。</p>
<p>各職場において、超過勤務をすることが当たり前という意識になってしまっているのではないか。</p>	<p>以前に比べ、現在はそのような意識は払拭されてきていると考える。</p>
<p>そのような意識が払拭されていないからこそ超過勤務時間が多い者ほど人事評価の結果が優良なものとなっているのではないか。</p>	<p>仕事の配分に偏りが出ていることは否めないかもしれないが、超過勤務時間が多いという理由で評価を優良とするような安易な人事評価は決して行っていない。</p>
<p>臨時的任用職員に対する健康診断について</p> <p>昨年度から申し上げているが、いわゆる常勤的な臨時的任用職員についても健康診断を実施していただきたい。</p>	<p>臨時的任用職員に対する健康診断については、昨年度から申し上げているが、健康診断の実施自体を否定するものではないが、現在の本市の厳しい財政状況を考慮すると、法的義務ではない事項について新たに予算措置を行うことは困難な状況である。</p>
<p>正規職員の健康診断の予算要求は、人間ドック等で健康診断を受診しない者について考慮せずに全職員を対象としているのか。</p>	<p>正規職員の健康診断の予算要求は、全職員を対象としている。</p>
<p>人間ドック等で健康診断を受診しない者の分までも予算要求をしているのであれば、余った予算を臨時的任用職員に充てることはできないか。</p>	<p>予算が余ったからといって、安易に他の目的に利用することはできない。</p>

<p>平成 32 年 4 月施行の地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入後はどの様に対応していくのか。</p>	<p>法律の趣旨等を踏まえて適正に対応していく。</p>
<p>欠員等について</p> <p>現在、再任用短時間ポストの欠員が生じている職場があると聞いている。OB 嘱託員を含め、再任用短時間勤務職員を配置できないのであれば、一般嘱託員を活用することはできないか。</p>	<p>再任用短時間勤務職員及び OB 嘱託員が行う業務と一般嘱託員が行う業務は異なることから、再任用短時間ポストの欠員に単純に一般嘱託員を活用することはできない。ポスト自体の整理が必要である。</p>
<p>OB 嘱託員も再任用短時間勤務職員も配置できず、一般嘱託員を活用することもできないのであれば、欠員が解消できないということではないか。</p>	<p>再任用短時間勤務職員を配置できるように努力していきたい。</p>
<p>来年度以降の一般嘱託員の新規ポストについて、平成 32 年 4 月に地方公務員法が改正されることから新たな設置はできないとの通知があったが、これは地方公務法の改正がなされるまで新規ポストの設置を待てということか。</p>	<p>平成 32 年 4 月に地方公務員法が改正されることに伴い、本市においても職の整理を進めているところであるが、現行の地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく嘱託員については法改正により任用が厳格化されることとなる。そのため、新たに法改正の趣旨に反した職の設置を行うことは望ましくないと考える。</p>
<p>それならば正規定数に戻した上で、正規職員を配置していくべきではないか。</p>	<p>短期的には現在生じている欠員を解消できるよう努めていくとともに、長期的には業務委託できる業務については業務委託を進めていき、その中で業務の進め方や定数の整理を行っていききたい。</p>
<p>その他</p> <p>「尼崎市職員の懲戒処分に関する指針」において、セクシュアル・ハラスメントについては代表的な事例及び処分の量定が詳細に記載されているのに対して、パワー・ハラスメントについてはなぜ記載されていないのか。</p>	<p>「尼崎市職員の懲戒処分に関する指針」は、国家公務員における懲戒処分指針に倣って作成しているものであるため、国と同様の内容となっている。</p>
<p>現業職から非現業職へ転職した者について、新規採用職員と同様の研修を課しているとのことだが、現業職として経験を積んできた転職者に対して新規採用職員と同じ研修を課するのはおかしいのではないか。</p>	<p>現在、仮転職者に対する研修は、新規採用職員と同様の研修もあるが、まったく同じカリキュラムというわけではなく、必要なものを受けてもらっている。</p>

以上
(給与課)

平成 30 年度向け合理化について（メモ）

H29. 9. 22

1 BCG 集団予防接種業務の見直しについて（健康福祉局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、BCG 集団予防接種業務についての市民の利便性の向上等を図るもの

(2) 実施内容

BCG 集団予防接種業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 1 月 1 日

(4) 人員

変更なし

2 クリーンセンターに係る計量業務の見直しについて（経済環境局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、クリーンセンターに搬入される廃棄物の計量業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

第 1 工場及び第 2 工場の計量所における廃棄物の計量業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 ▲ 6 人

3 公園維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、公園維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

① 富松苗圃の街路樹・公園の植栽の受入れ等に係る業務について業務委託を行う。

② 水明公園の清掃、樹木剪定等に係る業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

① 平成 30 年 4 月 1 日

② 尼崎競艇場周辺対策審議協議会との協議が整えば平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

① 短時間勤務職員 ▲ 1 人

② 正規職員 ▲ 1 人

4 下水道管きよ維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、下水道管きよ維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

J R 線以北区域の浚渫作業等の一部について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 5 人

5 抽水場維持管理業務の見直しについて（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、抽水場維持管理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

抽水場の巡視業務等について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 2 人

6 小学校給食調理業務の見直しについて（教育委員会）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図るもの

(2) 実施内容

わかば西小学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 2 人

以 上
(給与課)